

「補償の重複」についてのご案内

補償の重複とは？

「補償の重複」とは、「保険金が支払われる場合」、「補償の対象者」を同一とする複数の保険に重ねてご契約いただいている状態のことをいいます。

事故の際に当社がお支払いする保険金は損害額が限度となるため、後記の特約について保険金額を「無制限」とするものが1つでもある場合には、複数の契約に特約をセットいただいても、お受取りいただく保険金が増額されることはありません。よって、このような保険加入状況はお客様にとって効率的ではない可能性があります。

補償が重複する可能性のある特約

次の特約を2つ以上セットされている場合に補償が重複する可能性があります。

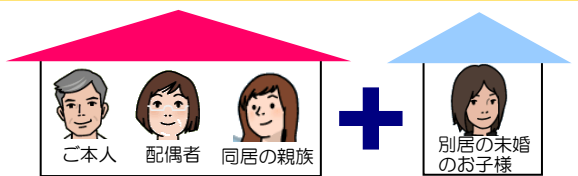
- ・人身車外補償特約(注1)
- ・ファミリーバイク特約(人身)または(自損)
- ・個人賠償責任特約(注2)

(注1) 契約自動車の「車外の補償部分のみ」が重複の可能性があります。「契約自動車内の人身傷害保険の補償」は重複しません。
 (注2) 個人賠償責任特約はおとなの自動車保険のほか、火災・積立傷害保険にもセットでき、これらの複数の保険に加入している場合も補償が重複することがあります。(火災保険や積立傷害保険にセットされる場合は名称が異なることがあります。)

左記特約の「補償の対象者」

左記の特約は、以下のとおりご本人を中心とした一定範囲のご家族を補償の対象としています。

- ① ご本人^{※1}
- ② ①の配偶者(ご家族)
- ③ ①または②の同居の親族^{※2}(ご家族)
- ④ ①または②の別居の未婚のお子様^{※2}(ご家族)



※1 おとなの自動車保険ではご契約のお車を主に運転される方(記名被保険者)をいいます。
 ※2 一部の火災保険と積立傷害保険にセットされる個人賠償責任特約では「①または②の方と生計を共にしていなければならない」という条件があります。(おとなの自動車保険にはその条件はありません。)

○「補償の対象者」の範囲が同じであれば、1つの特約をセットすればよいことになります。

補償の重複についての具体例

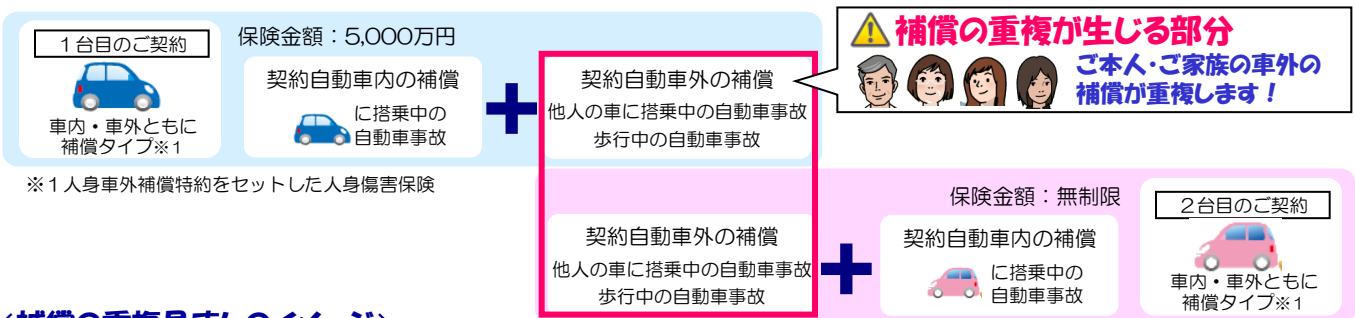
ご本人が所有する2台の自動車でそれぞれおとなの自動車保険の人身車外補償特約をセットしてご契約されていた場合

人身傷害保険の補償の対象者と補償内容は以下の表のとおりです。人身車外補償特約をセットした場合、ご本人やご家族は常に車外の補償の「補償の対象者」となっていることがポイントです。

補償の対象者	契約自動車内の補償		契約自動車外の補償(人身車外補償特約による補償)	
	契約自動車に搭乗中の自動車事故	他人の車に搭乗中の自動車事故	他人の車に搭乗中の自動車事故	歩行中の自動車事故
(1)ご本人またはご家族(上記①~④の方)	○	○	○	○
(2)ご契約のお車に搭乗中の(1)以外の方	○	×	×	×

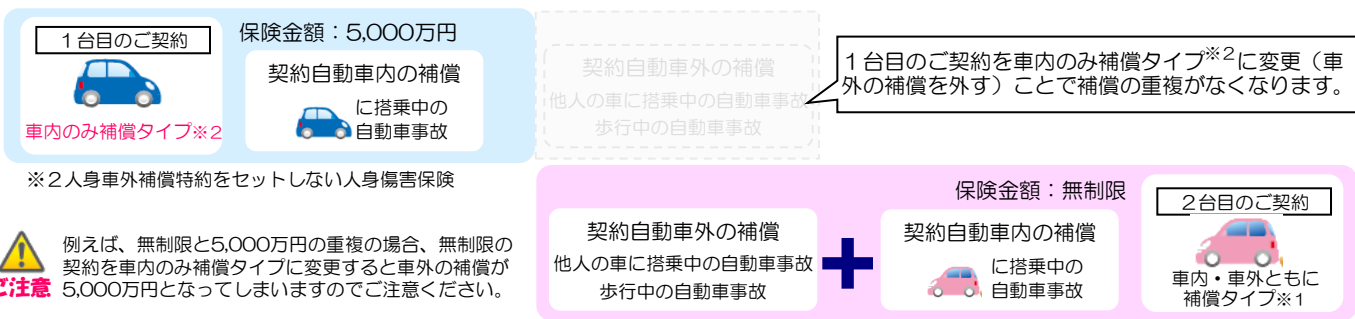
<補償の重複イメージ>

したがって、複数の自動車にそれぞれ人身車外補償特約をセットし、保険金額が「無制限」となっている契約が1つでもあるとご本人・ご家族の「車外の補償」が重複します。



<補償の重複見直しのイメージ>

補償の重複をなくすには、いずれか一方のご契約から人身車外補償特約を削除する必要があります。



注意 例えば、無制限と5,000万円の重複の場合、無制限の契約を車内のみ補償タイプに変更すると車外の補償が5,000万円となってしまいますのでご注意ください。

1. おとなの自動車保険に複数ご加入の場合

次の特約はいずれも「ご本人^{※1}」および「ご家族」が補償の対象となるため、複数のご契約に特約をセットされていると補償が重複する可能性があります。なお、他のご契約と「ご本人^{※1}」が異なるなど「補償の対象となる方」が同一とならない場合は補償が重複しないケースもありますので、各ご契約の補償内容を十分ご確認ください。

特約の名称	重複の可能性のある補償内容	重複の見直し方法の例
人身車外補償特約 ^{※2}	ご本人 ^{※1} またはご家族に対する契約自動車外の補償	2台目以降のご契約は人身車外補償特約を削除（車内のみ補償タイプに変更）することで重複がなくなります。
ファミリーバイク特約（人身）または（自損） ^{※3}	ご本人 ^{※1} またはご家族に対するすべての補償	セットする特約を1つにすることで重複がなくなります。
個人賠償責任特約 ^{※4}	ご本人 ^{※1} またはご家族に対するすべての補償	

※1 おとなの自動車保険ではご契約のお車を主に運転される方（記名被保険者）をいいます。

※2 人身車外補償特約は「補償の対象となる方」が同一となる場合で、人身傷害保険の保険金額が「無制限」の契約が1つ以上あるときは補償が重複します。全ての保険金額が「無制限以外」の場合は、保険金額がお客様のご意向に沿っているか再度ご確認ください。

※3 ファミリーバイク特約（人身）または（自損）は対人賠償保険・対物賠償保険の保険金額が「無制限」のため、「補償の対象となる方」が同一となる場合は補償が重複します。

※4 個人賠償責任特約は保険金額が「無制限」のため、「補償の対象となる方」が同一となる場合は補償が重複します。

2. おとなの自動車保険に加えて火災・積立傷害保険の「個人賠償責任特約」に複数ご加入の場合

個人賠償責任特約^{※1}は「ご本人^{※2}」および「ご家族^{※3}」が補償の対象となるため、おとなの自動車保険に加えて火災・積立傷害保険に複数ご加入されていると補償が重複する可能性があります。各ご契約の補償内容や保険金額を十分ご確認ください。

保険の種類	保険金額	おとなの自動車保険以外にも加入している場合	重複の見直し方法の例
おとなの自動車保険	無制限	—	—
火災保険	1,000万円から1億円	おとなの自動車保険は保険金額が「無制限」、かつ、国内補償のため補償内容が重複する可能性があります。⚠	おとなの自動車保険のみ個人賠償責任特約をご契約いただくことで重複がなくなります。
積立傷害保険（普通・家族）	3,000万円		

※1 火災保険や積立傷害保険にセットされる場合は名称が異なることがあります。

※2 おとなの自動車保険ではご契約のお車を主に運転される方（記名被保険者）、火災保険は保険証券の本人欄に記載されている方をいいます。

※3 一部の火災保険と積立傷害保険では、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の未婚の子に関して「ご本人または配偶者と生計を共にしていないなければならない」という条件があります。



一部の火災保険では個人賠償責任特約の補償範囲が「国内・国外ともに補償」となっているケースもあります。国外の補償が必要な場合は、火災保険の個人賠償責任特約を削除してしまわないようご注意ください。

補償の見直しの際のご注意



特約を1つの契約のみにセットするなど補償の見直しを行った後に、廃車などに伴いそのご契約を解約されたときは補償がなくなることがあります。補償の見直しを行った後にご契約を解約される場合などには、「補償の漏れ」が発生しないよう別の契約に特約をセットしなすなどの対応が必要となりますので、ご契約内容を改めて確認していただくようお願いします。

<補償がなくなる場合の例>

